

平成29年度

国際交流協会補助金

評価表

NO.

36

所管部課名	交通貿易課			担当者	山元 一将			
事務事業名	国際交流事務事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
平成29年度 予算額	8, 028 千円		国県支出金 千円	一般財源 8, 028 千円		その他 千円	その他の内容	
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	国際交流協会事業回数			650回		平成 3 4 年度		
成果指標②	国際交流協会事業参加者数			3, 400人		平成 3 4 年度		
補助対象者	薩摩川内市国際交流協会							
補助対象経費	・組織の運営に要する経費 ・海外交流派遣団体助成事業に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	・友好都市交流支援事業（海外交流派遣団体助成事業も含む。） ・自主事業（語学教室、交流、体験事業、異文化理解、国際理解講座、外国人支援事業等） ・他団体主催の国際交流活動支援事業 ・情報提供事業、紹介、派遣、相談事業等							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額以内							
上記項目の 積算方法	予算で定める額以内							
補助を受ける事業（団体）等の 決算状況	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	2, 072, 504	18. 9%	3, 937, 431	28. 4%	4, 067, 029	36. 6%
		会費収入	1, 183, 000	10. 8%	1, 095, 000	7. 9%	1, 007, 000	9. 1%
		事業収入	517, 942	4. 7%	2, 290, 248	16. 5%	2, 390, 888	21. 5%
		寄付金・その他助成	371, 562	3. 4%	552, 183	4. 0%	669, 141	6. 0%
		市補助金	8, 331, 000	76. 0%	9, 153, 000	66. 0%	6, 312, 000	56. 7%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）	565, 465	5. 2%	786, 660	5. 7%	745, 154	6. 7%
	計	10, 968, 969	100. 0%	13, 877, 091	100. 0%	11, 124, 183	100. 0%	
	支出	事業費	807, 942	7. 4%	2, 530, 248	18. 2%	2, 550, 888	22. 9%
		人件費	7, 998, 681	72. 9%	9, 011, 754	64. 9%	6, 289, 288	56. 5%
		その他事務費	1, 375, 686	12. 5%	1, 589, 935	11. 5%	1, 342, 822	12. 1%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）	786, 660	7. 2%	745, 154	5. 4%	941, 185	8. 5%
		計	10, 968, 969	100. 0%	13, 877, 091	100. 0%	11, 124, 183	100. 0%
		支出計/前年度支出計					126. 5%	80. 2%
自己資金/前年度自己資金					190. 0%	103. 3%		
翌年度繰越金/市補助金	9. 4%		8. 1%		14. 9%			
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		587回		573回		513回		
成果指標の推移②		4, 161人		3, 513人		3, 374人		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 6 年度評価「現状のまま継続」 ・フェイスブック等のツールを利用した講座の広報や、講座のインターネット申込みの検討等、講座の受講生を増やす取組を工夫されたい。 【前回評価への回答】前回評価以降、フェイスブックによる取組み、インターネット申込みを実施。 【事業のPR方法】ホームページ、広報薩摩川内、国際交流協会会報誌、まちづくり公社広報誌「AC Sタイム」、フェイスブック、FMさつまさんだい、講座募集チラシ、薩摩川内市観光物産協会「こころ」等に掲載 【費用対効果】平成 2 8 年度から事務の見直しを行い、人件費を 1 名分（3 名⇒2 名）縮減した。 【補助事業以外の事業】米国空軍太平洋音楽隊コンサート 来場者数：3 9 0 名 【その他】入館者 1 0 0 万人達成							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	薩摩川内市国際交流協会は、国際化に対する市民の理解を高めるとともに、市民と外国人との国際交流を推進している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 国際理解、異文化理解及び国際性豊かな人材の育成にも必要であると認める。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	外国人留学生交流事業、からいも交流事業等の異文化交流を実施し、生涯学習の推進に効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自主事業を展開するなど、地域に根ざした国際交流活動の更なる推進を図るためにも同協会が実施した方が適当であると認められる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国際交流事業を実施する上で必要な経費である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	法人会員及び個人会員から年会費を徴収するなど、新たな会員の加入促進に努めている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	在留外国人に対して、日本語ボランティア講師による日本語教室など実施している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助制度が最も適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	国際交流事業を実施する上で適当な経費である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 国際交流事業（語学、国際理解講座）を実施することにより市民の参加機会を広げ、国際性豊かな人材の育成など、より国際交流への理解を深める必要がある。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 鹿児島県及び他市の国際交流事業への取組み等を参考に事業展開し、自主事業の充実を行うと同時に自主財源の確保についても研究する必要がある。		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

国際交流協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第101号）第2条の表に掲げる国際交流協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 国際交流協会運営補助金に係る補助事業等は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市国際交流協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図るものであること。
- (2) 市の国際交流の振興及び啓発を図ることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 国際交流協会運営補助金の額は、次条に定める経費の範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 国際交流協会運営補助金は、次の各号に掲げる事業に要する経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費
- (2) 協会の行うソフト事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 国際交流協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 国際交流協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に国際交流協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 国際交流協会運営補助金の実績報告に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 国際交流協会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市における協会会員数
- (2) 協会が行った事業の数及び参加者数
（補助事業者等の責務）

第 9 条 国際交流協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の国際交流の振興及び啓発に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際交流協会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 19 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 20 年度において所要の措置を講ずるものとする。